

平成25年2月22日

弁護士 浅井裕貴

第1 経済的な問題を抱えてらっしゃる方への対応

1 総論

借金の整理自体は、弁護士が介入することにより、何とかなるケースがほとんど
弁護士により借金を整理すると同時に生活保護受給をすると良いのではないかと。

2 弁護士介入後の一般的な流れ

(1) 債権者（お金を貸した人）の調査

ア 一般的には、本人からの聞き取りおよび本人宛に送られてくる請求書で確認

イ 本人が覚えていない場合には、信用情報機関を利用して調査

(2) 債権者に対し、受任通知（弁護士が介入したことの通知）発送

ア 弁護士が受任通知を送ると、債権者は取立が禁止される。

ただし、訴訟提起は禁止されない。

イ 受任通知を送ると、債権者は、残金などを明示する義務があるので、本人は、
債権者の名前さえ覚えていれば十分。額や取引時を覚えている必要はない。

(3) 方針決定

ア 現在、本人に財産または定期収入があるか、多額の過払金が見込まれる場合に
で、借金の返済が可能な場合には、任意整理（裁判所をとおさずに、相手方と弁
護士との交渉で借金の大半を返すこと）を行う。

なお、概ね、7年以上継続して貸し借りを繰り返していれば、借金は減ることが
多い。

10年以上継続して貸し借りを繰り返していれば、借金が0円になった上に、
過払金が出ることもありうる。

なお、債権者が業者の場合、最終取引日（最後に借りた日か返した日）から5
年が経過していれば、借金が時効で消滅している場合もある。

残っている借金については、分割回数などの、それまでの契約内容に拘わらず、60回までの分割払いであれば、応じてくれる業者が多い。

全ての業者が応じてくれれば、その時点で、任意整理が終了。

イ 任意整理が不可能な場合には、自己破産を検討すべき。

「破産」というと語感が悪いが、借金を0円にする再スタートの制度である

(ア) 自己破産の主なデメリット

官報（国が出している新聞のようなもの）に名前が載る。

免責許可決定が出るまでは、警備員・士業など一定の職に就けなくなる
生活に必要な一定の財産を除き、全てはき出す必要がある。

7年間は、再度自己破産が出来ない

5～10年間は、クレジットカードが作れない

(イ) 自己破産のメリット

借金の大半を返さずに済む

（税金など、ごく一部の借金は、返済が必要）

ウ なお、民事再生（借金の一部だけ返すこと）という制度もある

もともと、任意整理ができないような状況にあることが前提なので、借金を返
しきれずに、自己破産に移行してしまう例が多い。

住宅など、どうしても残したい財産がある場合に限るべき

(4) 自己破産申立準備

申立人に、書類をたくさん集めていただくことになる。

早く書類を集めてもらえれば、それだけ早く自己破産ができることになる。

また、家計簿もつけてもらう。

(5) 自己破産申立

裁判所のチェックが入るので、さらに書類を集めてもらうことになることが多い。

自己破産申立費用は、多くの場合1万0290円

(6) 破産手続開始決定・廃止決定

ア 厳密にいうと、破産手続とは、申立人の生活状況をチェックし、申立人の財産の大半を売却して、債権者に分配する手続をいう。しかし、免責（借金が0円になること）見込みが高く、自己破産申立時点で財産がない場合には、特に申立人の生活状況のチェックをする必要もなく、財産を分配する手続をする必要がないので、ただちに「廃止決定」を出して破産手続自体は終了する。

イ 免責となるためには、免責不許可事由にあたらなければならないことが必要

免責不許可事由にあたらなければ、原則としては免責される。

免責不許可事由の例

(ア) 財産隠し

(イ) クレジットカード換金行為

(ウ) 浪費、ギャンブル（FXなど投機性の高い投資も含む）

(エ) 7年以内の自己破産歴

(7) 免責審尋期日

破産手続が終わったといっても、これだけでは、借金が0円になるわけではない。

免責審尋において、改めて免責の可否についての調査がなされる。

(8) 免責許可決定

免責許可が出て、初めて借金が0円になる。

3 自己破産後の流れ

(1) 自己破産をして、免責がでると、借金が0円になる。

(2) なお、自己破産したことを、履歴書に書く必要はない。

しかし、自己破産歴がないことが、受験資格となっている民間資格があるらしいので、入社希望対象の会社から「自己破産歴はありますか？」と聞かれたら、正直に答えざるを得ない。

第2 成年後見人が出来ること、出来ないこと

1 成年後見人の仕事は、大きく分けると2つであるとされる

(1) 財産管理

(2) 生活・療養看護

2 財産管理

成年被後見人（後見されている人）の、財産を管理し、契約を締結したりすること。

3 生活・療養看護

(1) 「生活・療養看護」といっても、成年後見人が、被後見人（後見されている人）の面倒を直接見る訳ではない。

あくまで、生活療養看護に必要な、医療契約・施設入所契約・介護契約を締結し、金銭を支出するだけである。

したがって、医療費や自己負担金については、成年後見人が、成年被後見人の財産から支払うことになる。

また、日用品については、成年後見人がまとまった額を、成年被後見人にお渡しして、買ってきてもらうことになると思われる。

定期面接は、まさに、医療契約締結に必要なので、成年後見人が対応する。

(2) しかし、以下の行為はできない。

ア 医療同意

イ 直接の介護

ウ 容態急変時の対応

第3 身寄りがない方への対応

1 身元が分かる場合

単に身寄りがないだけで、身元がハッキリしている場合には、上記第1・第2の手段を用いれば足りるはず。後見人は、必ずしも親族だけができるのではなく、専門職や、医療機関ができることもできる。

2 身元も不明な場合

行旅病人及行旅死亡人取扱法（以下「行旅法」という。）に基づき、都道府県・政令市・中核市が、身元不明な病人の医療費を立て替えることになる。

第4 受け入れ先機関の保証人要求問題について

そもそも、保証人を要求する法的根拠はない。
たとえば、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」4条の2に、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない」とある。

保証人が存在しないことは、「正当な理由」に該当しないとする解釈が一般的。

仮に、保証人を要求されたら、「法的根拠を明示せよ」と尋ねるべき。

以上